

JAL 被解雇者労働組合 (JAL 争議団)

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

9/26 都労委報告 (JAL 事件第 10 回、国交省事件第 3 回)

JAL 事件 (「業務委託問題」で)

「新たな不当労働行為」で申立てを予定

国交省事件 (前原元国交大臣のユーチューブ発言から)

「国交省が JAL 再建を全て主導」が明白に

9月26日、東京都労働委員会において、JAL と国交省に対する不当労働行為の救済申立て事件の調査が行なわれました。

今回から組合側弁護団に、上条貞夫弁護士と岡田尚弁護士が加わり 4 名体制になりました。



JAL 事件調査 (第 10 回)

10:00~

調査での組合側の主張

委員長：「これまで役員が一度も交渉に出てこない」ことや、「JHU に対してだけ代理人なしでは団交ができない」という対応は、中立保持義務違反であることを訴え。また、乗員組合を脱退した人たちの中で、納得できる解決をめざし、JHU に入り共に取組む動きになってきていることを報告。

書記長：2 労組が業務委託提案の説明を受けた 6 月 23 日以降、会社対応に組合間差別があった事実について報告 (主な項目のみ抜粋)

- 6 月 23 日の事務折衝では、業務委託という説明は全くなかった。6 月 24 日に乗員組合の組合員から、「会社から業務委託という提案があり、25 日 26 日に職場討議が行なわれる」との報告があり、組合間の差別的扱いが発覚
- 週明け、会社に何度も連絡し緊急団交を申入れるも全く返信なし。ようやく連絡がついた時には「業務委託については 23 日に提案した。業務委託という発言を 2 回している」の一点張り
- 7 月 8 日に会社の説明資料が出され、15 日に初めて説明を受けた
- 2 労組は 6 月 23 日から 7 月 13 日まで、業務委託について 6 回の特別協議を行い、13 日に合意方針を会社に伝達。JHU への業務委託に係る最初の説明は 7 月 15 日

指宿 弁護士：6月23日に端を発する「業務委託契約の提案」について、2労組と差別があった問題については、別の形での不当労働行為での救済申立て、ないしは本件の追加申立てのいずれかの形で申立てをしたい。具体的にどちらでやるか分らないが、別件でやるとしても併合をお願いしたい。

【上条 弁護士】

2016年10月19日の統一要求は、争議解決のためのもっとも理に適った要求である。会社がまともに応じて団交を続けていたらとくに争議は解決していたはず。会社が最初からゼロ回答に終始したことに根本の問題がある。会社は、今回の不当労働行為ケースが、2労組の要求の焼き直しなどと言っているが全く違う。希望者の職場復帰を要求の柱にしている。しかし会社は解雇者全員の職場復帰要求なので受け入れられないと、こちらの要求をすり替えた。そして巨額な営業利益を上げ続けていながらゼロ回答に終始。ここに不当労働行為の本質が貫かれている。

【岡田 弁護士】

上条弁護士の仰ったことは、2労組が争議を解決しても、なおこの組合が闘いを続けている大きな理由だ。労働組合としてのあり方を争議の中でどうやって行くのか、それを突き詰めている。2労組が争議を解決しただけで、JAL争議が解決したという評価は成り立たない。解雇問題について最高裁で確定しているが、法的決着が付いたからといって、労使間の紛争が終ったわけではない。労働組合と経営者側の交渉のあり方、どういう解決の仕方があるのか、着地点があるのか、それを追及したいし、労働委員会でもそういう観点から審理をお願いしたい。

JAL 事件の今後の進め方

- 委員会は、「次の書面や更なる申立てがあれば、その時点で考える。書面のやり取りが熟した風に考えれば審問を行うかどうか、審査計画書を作るかどうか次回、次々回あたりに検討したい」と述べました。

国交省事件調査（第3回） 11:00～



調査で確認されたこと

- 組合は、国交省の答弁書に対する反論として第1準備書面を提出。内容は前原元国交大臣の日経新聞編集長との対談記録（2020年9～10月YouTube配信）を引用し、人員削減を含むJALの再建において、国交省が全てを主導してきたことを具体的に述べ、国交省の関与なくしてJALの再建はなかったことを明らかにしました。
- 国交省は、第1準備書面に対する反論に、2ヶ月程度必要と発言。
- 委員会は「国交省側の反論を見て進め方を検討する」と述べました。

<次回調査>

JAL 事件:11月16日 10:00～ 国交省事件:12月8日 10:00～